

中野市一般廃棄物の処理手数料について
(し尿処理手数料の改定案)

平成 28 年 1 月

1 し尿収集量の現状と見通し

し尿処理（収集・運搬）は公衆衛生の向上において重要な役割を担うものであり、し尿処理許可業者による業務の安定的継続は市民の生活環境保全と公衆衛生向上に必要な不可欠なものです。

しかしながら、近年は人口の自然減及び、水洗化の促進等により、収集人口、汲み取り件数の減少が進み、それに伴いし尿収集量も減少傾向にあります。また、この傾向は今後とも進行していくことが予想されます。

第1表 年間し尿及び浄化槽汚泥収集量等の実績及び計画

項目	実績値								予定値	計画値	
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
し尿収集量 (kℓ)	7,838	7,275	6,789	6,409	6,062	5,565	5,382	4,876	4,537	4,240	3,916
し尿収集人口 (人)	9,765	8,626	8,076	6,896	6,721	6,398	6,066	6,074	5,874	5,711	5,598
浄化槽汚泥収集量 (kℓ)	2,542	2,680	2,240	2,145	2,084	2,194	2,313	1,933	1,899	1,820	1,687
浄化槽汚泥収集人口 (人)	3,206	3,102	2,939	2,831	2,728	2,595	2,582	2,469	2,389	2,324	2,244

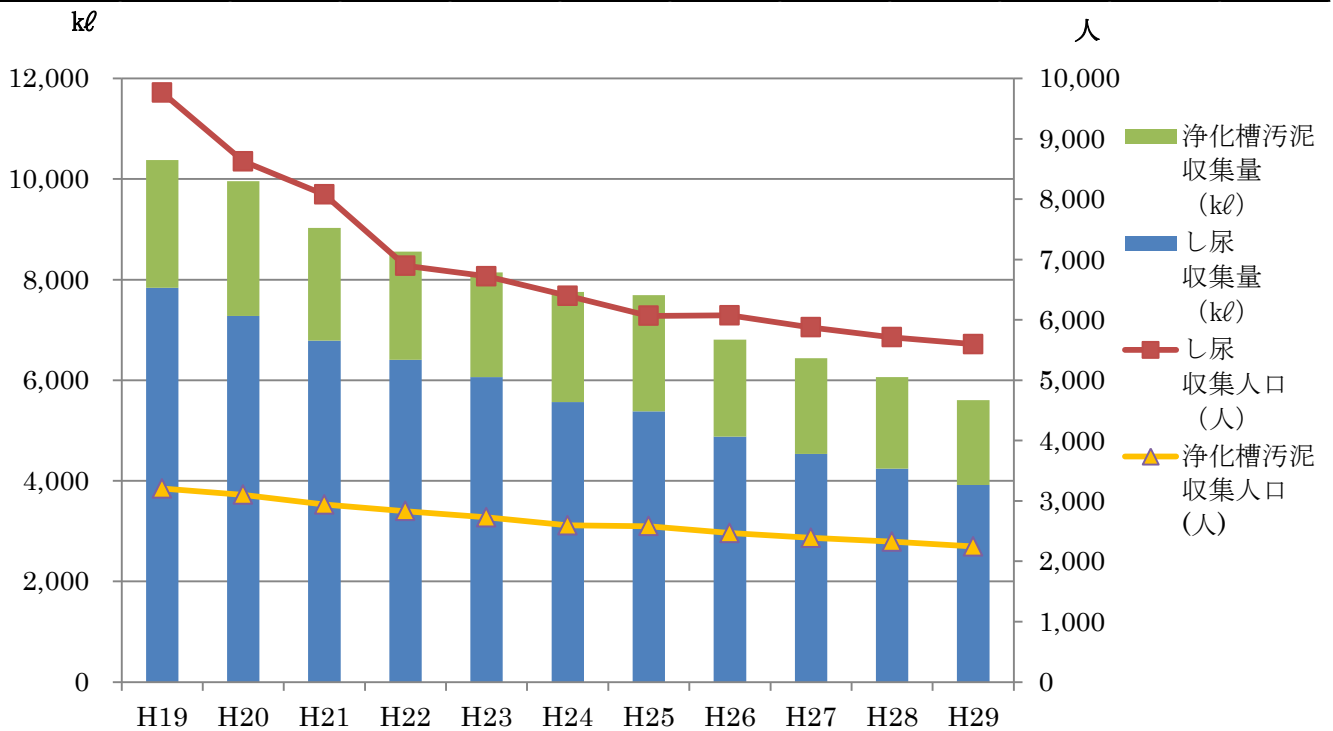


図1 し尿収集量及び収集人口の推移

第2表 地区別汲取り件数

	H24	H26	差引
中野	218	197	-21
日野	191	174	-17
延徳	144	119	-25
平野	394	304	-90
高丘	212	171	-41
長丘	59	53	-6
平岡	313	286	-27
科野	199	188	-11
倭	201	184	-17
豊津	130	116	-14
上今井	111	100	-11
永田	103	93	-10
計	2,275	1,985	-290

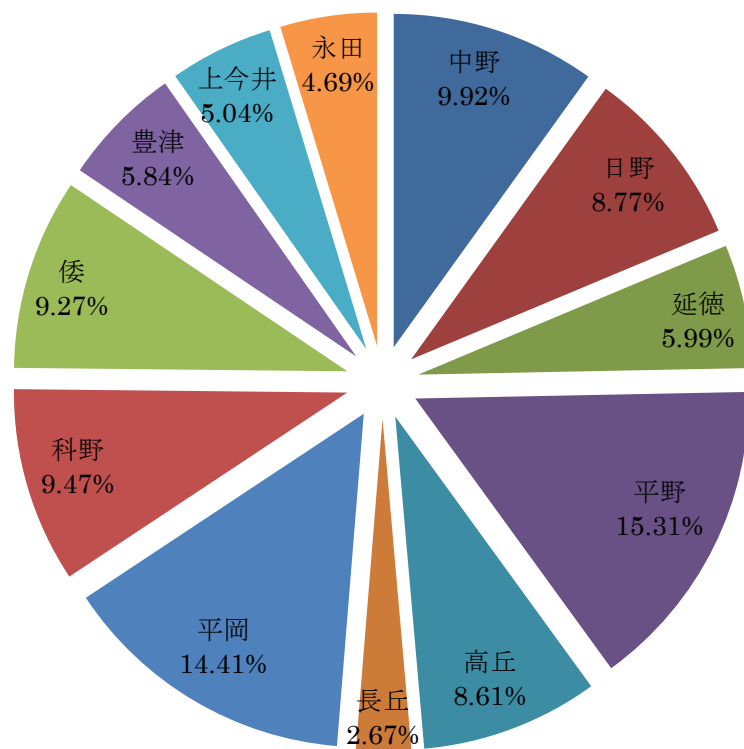


図2 地区別汲取り件数割合

2 し尿処理手数料を増額したい理由

現在、し尿汲取り業者は第1表で示したとおり、し尿収集量の減少に伴う処理手数料の減少により経営が困難になっています。これは第3表に示したように、現在のし尿処理手数料が平成13年以来改定されておらず、現在の実情に合っていないためだと考えられます。

したがって、下水道や浄化槽の普及による汲取り量の減少及び、消費税増税という時代の変化に適応したし尿処理手数料が必要となります。

また、し尿処理手数料に関しては「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」(平成20年10月8日付け環廃対発第1410081号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)において、業務の確実な履行を求める基準として、受託料が受託義務を遂行するに足りる額であることが定められている旨記載されています。

さらに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が定める市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、他者に委託して一般廃棄物の処理を行わせる場合であっても、市町村は自ら行う場合と同様の責任を負うこととされています。

これらのことから、し尿処理業者がその業務を適正かつ安定的に継続していくに足りる額への「し尿処理手数料」の改定が必要であると考えられます。

第3表 料金改定の経過

(18ℓ当たり)

(税込)

改定 年・月	S57.4	S59.4	S61.4	H元. 4	H4.4	H7.4	H9.4	H9.6	H13.6
し尿 料金 (円)	90	93	96	98	111	120	120	130	140
投入 料金 (円)	13	14	14	14.4	14.4	14.4	14.7	14.7	14.7
くみ取り 料金 (円)	77	79	82	83.6	96.6	105.6	105.3	115.3	125.3

第4表 し尿運搬業者車両情報

業者(個人)名	積載量	し尿用	浄化槽汚泥用	作業員人数	一般廃棄物の種類	
					し尿	浄化槽汚泥
(有)中野環境サービス	2,900 ㍓	○	○	4名	○	○
	2,900 ㍓	○	○			
(有)徳竹クリーンサービス	2,700 ㍓	○	○	2名	○	○
丸山剛	1,800 ㍓	○	—	1名	○	—
小嶋工業	3,000 ㍓	—	○	2名	—	○
	2,700 ㍓	—	○			

第5表 1台1ヶ月当たりの経費

科目	金額(円)	内訳
① 人件費	486,000	給料・賞与・諸手当等
② 福利厚生費	82,044	社会保険料・退職金積立・被服費・厚生費等
③ 車両費	224,278	減価償却費・租税公課・保険料等
④ 流動費	208,888	車両維持費・燃料費・消耗品費等
⑤ 一般管理費	103,116	事務消耗品費・光熱費・事務所管理費等
諸経費	5,521	①～⑤合計×0.5%
消費税相当額	88,787	
計	1,198,634	

第6表 1台1ヶ月当たりの収集量に係る料金

収集量(㍓)	し尿料金(円)	投入料金(円)	くみ取り料金(円)
151,200	1,176,000	123,480	1,052,520

第7表 1台1ヶ月当たりの収支差引

くみ取り料金	経費	差引額
1,052,520	1,198,634	△146,114

第8表 し尿くみ取り料金・19市一覧表

(平成26年12月1日現在)

	し尿料金				投入料金				くみ取り料金	
	基準量	基準料金	18%換算	順位	基準量	基準料金	18%換算	順位	くみ取り料金	順位
中野市	18	140.0	140.0	1	18	14.7	14.7	9	125.3	1
茅野市	18	153.0	153.0	5	180	260.0	26.0	14	127.0	2
小諸市	18	164.2	164.2	12	18	33.5	33.5	18	130.7	3
駒ヶ根市	36	320.0	160.0	9	36	55.0	27.5	15	132.5	4
安曇野市	10	79.0	142.2	2	10	4.3	7.8	5	134.4	5
佐久市	10	90.7	163.3	10	10	15.9	28.6	16	134.7	6
飯山市	50	454.7	163.7	11	1	1.6	28.8	17	134.9	7
塩尻市	10	82.0	147.6	4	100kg	54.0	9.7	6	137.9	8
千曲市	10	80.0	144.0	3	10	3.0	5.4	3	138.6	9
大町市	10	86.0	154.8	6	100	60.0	10.8	7	144.0	10
伊那市	10	87.0	156.6	7	1800	1244.0	12.4	8	144.2	11
飯田市	18	195.0	195.0	17	1000	2120.0	38.2	19	156.8	12
東御市	1	8.8	157.5	8	組合負担	0.0	0.0	1	157.5	13
須坂市	18	183.6	183.6	15	18	20.0	20.0	12	163.6	14
上田市	18	181.0	181.0	14	10	9.0	16.2	10	164.8	15
諏訪市	18	199.0	199.0	18	180	260.0	26.0	13	173.0	16
松本市	18	186.0	186.0	16	1000	430.0	7.7	4	178.3	17
長野市	36	358.0	179.0	13	市負担	0.0	0.0	1	179.0	18
岡谷市	18	211.0	211.0	19	1800	1655.0	16.6	11	194.4	19
19市平均			167.4				17.4		150.1	

※塩尻市の投入手数料金は100kg=100%として算出

し尿料金

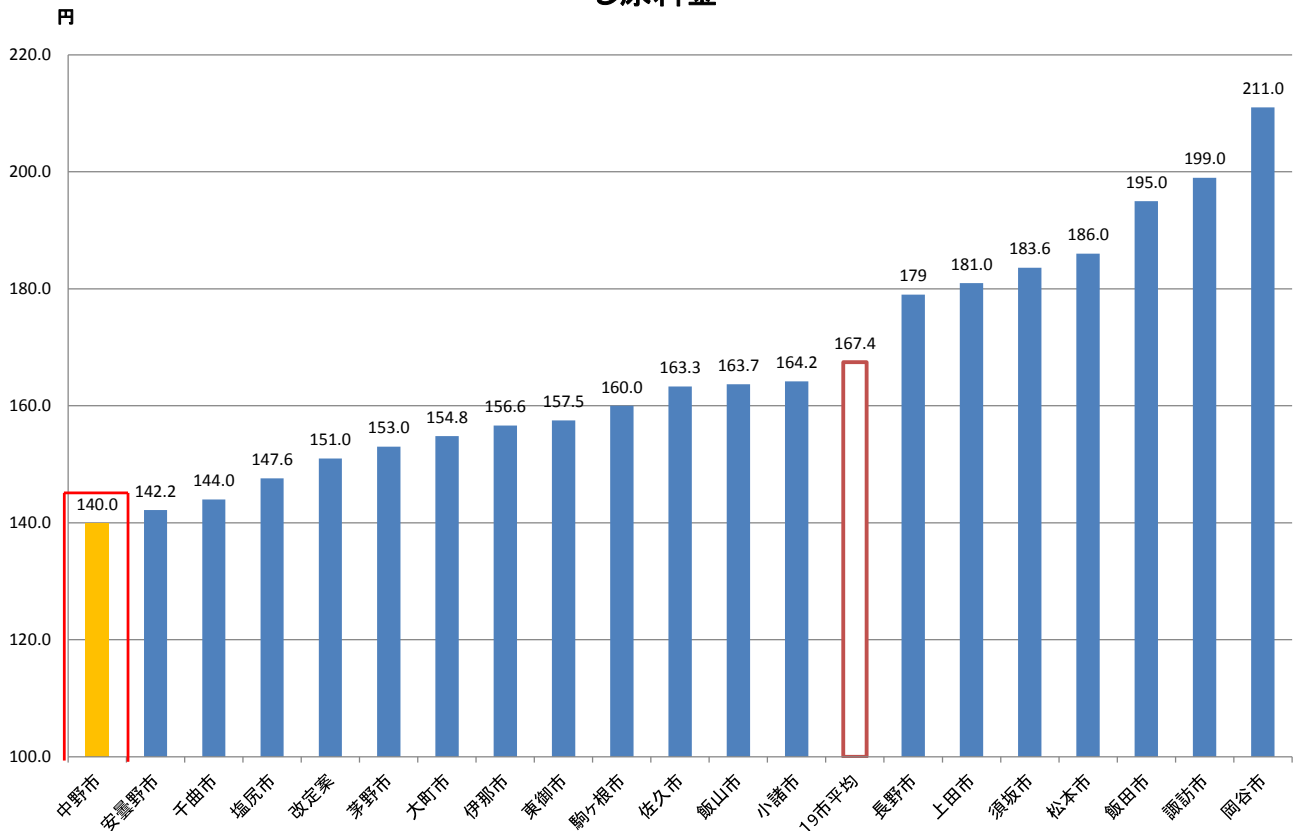


図3 し尿料金比較(19市)

投入料金

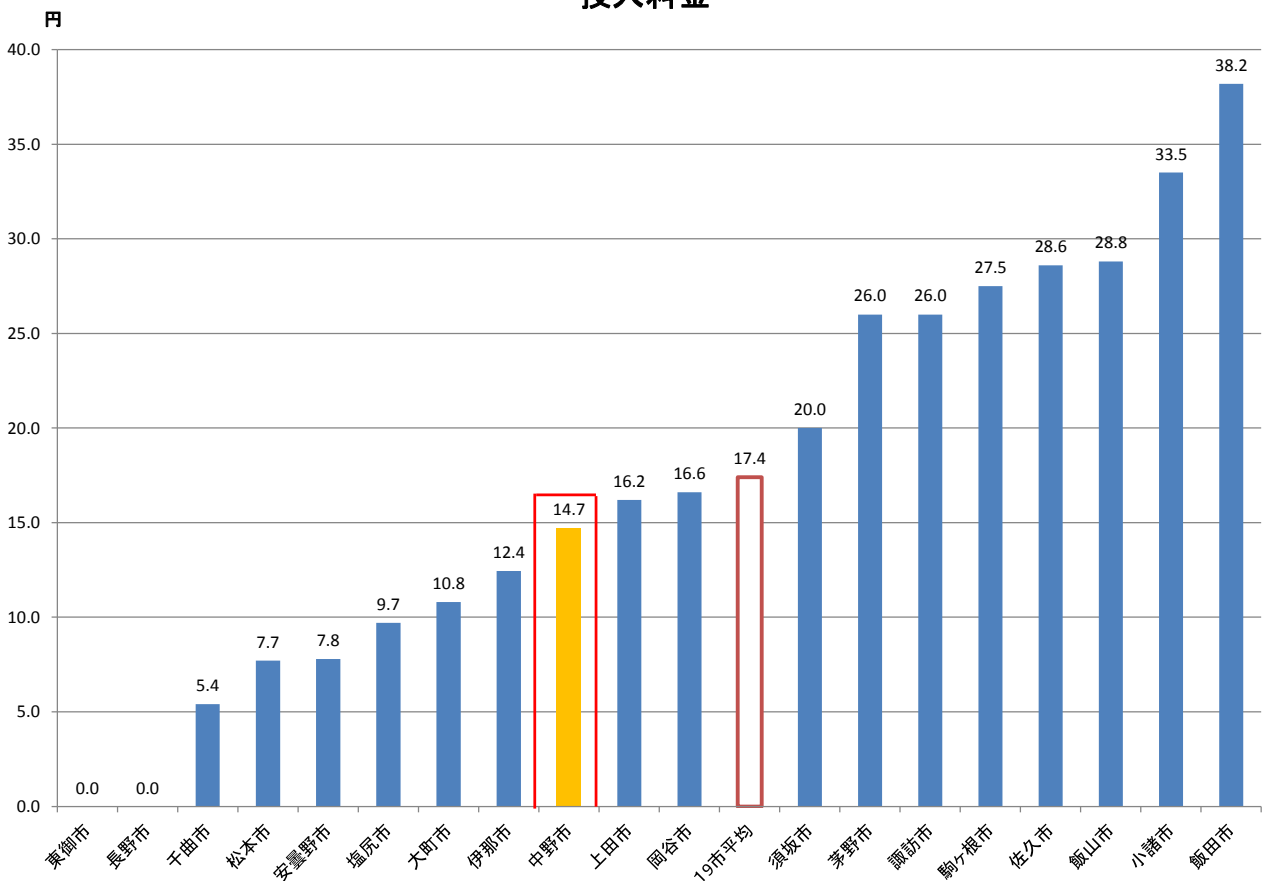


図4 投入料金比較(19市)

くみ取り料金

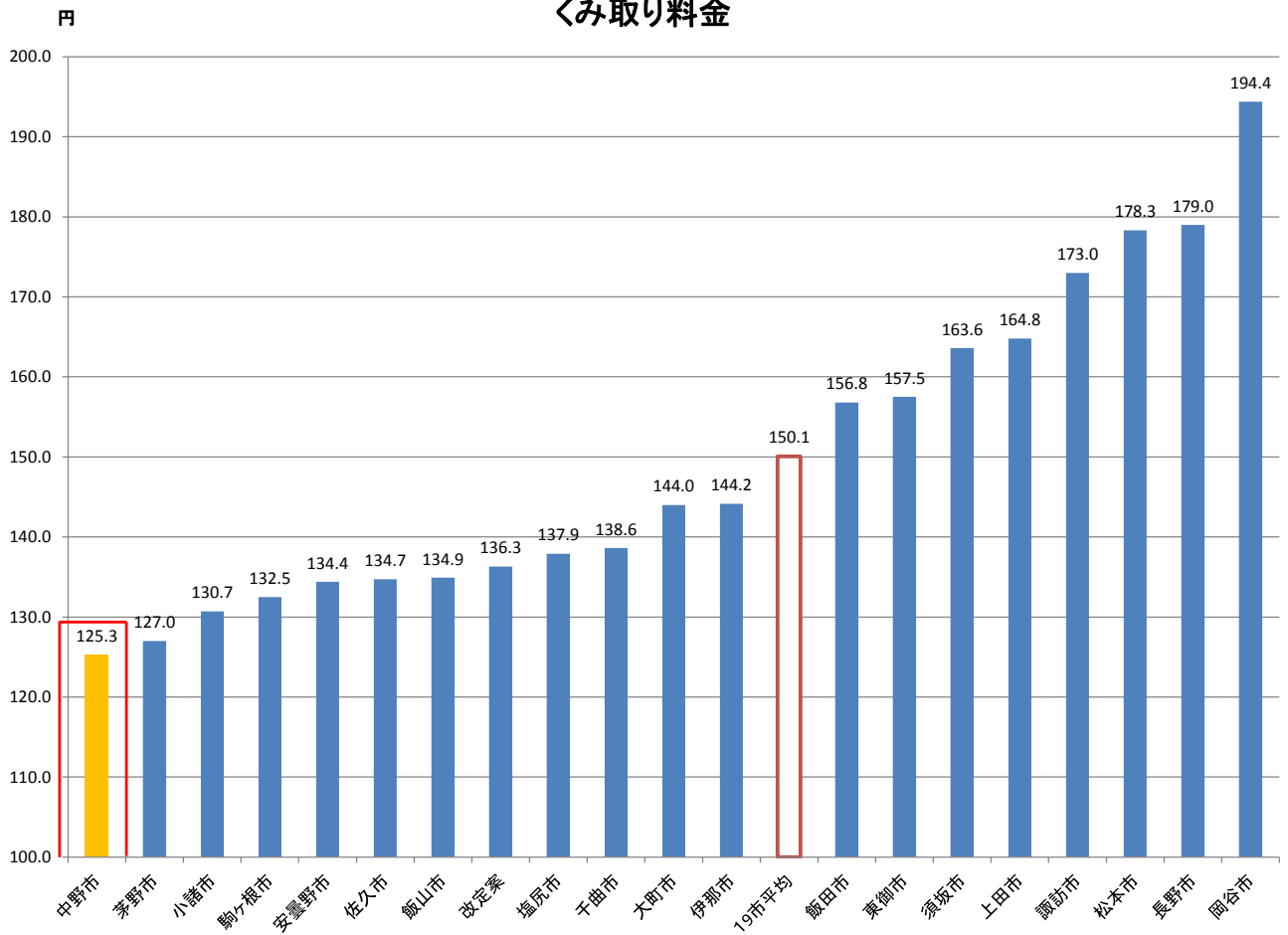


図5 くみ取り料金比較(19市)

改定案

(円:18%)

	現行	改定案	差引
し尿料金	140	157	17
投入料金	14.7	14.7	0
くみ取り料金	125.3	142.3	17

一世帯当たりの年間影響額

	年間想定量(%)	現行料金	改定案料金	差引
くみ取り式	1,281	9,965	11,174	1,209円
簡易水洗	2,957	22,995	25,787	2,792円
浄化槽(5人槽)	2,500	19,441	21,806	2,365円

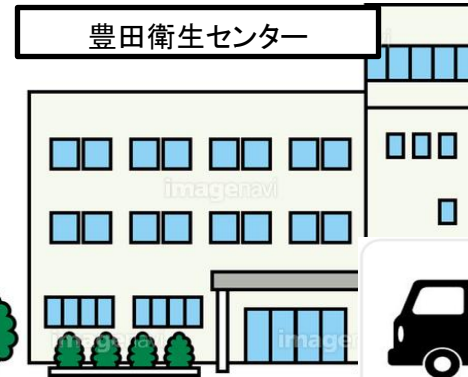
一回のし尿処理手数料の流れ(モデルケース)

6



汲取り

運 搬



投入

運搬業者がし尿投入手数料を豊田衛生センターへ支払

800ℓの場合

$$800\ell \div 18\ell \times @14\text{円} \times 1.05$$

653円 B

各戸からいただくし尿料金

運搬業者がし尿汲取り手数料を徴収

800ℓの場合

$$800\ell \div 18\ell \times @140\text{円} = 6,222\text{円} \text{ A}$$

今回改定案

$$800\ell \div 18\ell \times @157\text{円}$$

6,977円 ②

改正案による差額

755円

投入手数料を差し引いた額

くみ取り手数料

$$\text{A } 6,222 - \text{B } 653$$

5,569円

仮に改正案とした場合

$$\text{② } 6,977 - \text{B } 653$$

6,324円